

令和元年5月28日現在

機関番号：33910

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K04503

研究課題名(和文)多職種協働によるインクルーシブ教育の推進に関する国際比較研究

研究課題名(英文) International comparison of collaborative practice on inclusive education

研究代表者

湯浅 恭正 (YUASA, Takamasa)

中部大学・現代教育学部・教授

研究者番号：60032637

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、通常学校に通う特別なニーズのある子どもの発達支援に資するインクルーシブ教育の推進に必要な多職種協働の在り方を究明するために日本・ドイツ・英国の3カ国の取り組みを調査した。その結果、学習困難児への対応でのソーシャルワークとの協働、教育実践を振り返るための相談活動、特別支援教育コーディネーターや心理師等による学校風土改革のための協働、学習カリキュラムの調整に係る協働の実態と、協働を推進する論理を解明した。また子どもへのトータル支援の枠組みや地域での若者の自立支援に係る協働等、学校や地域の集団形成の意義を解明し、これらを通してインクルーシブ教育のカリキュラム開発の必要性を浮き彫りにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

共生社会の実現を目指すインクルージョンの考え方を学校教育において展開するためには学校を中心にしながら多職種の専門家との協働が必要である。日本・ドイツ・英国の比較を通して多職種が協働する特色のある取り組みを調査し、そこから共通して求められる協働論の枠組みを解明する本研究は、インクルーシブ教育論の研究に対して新たな知見を提供している。

この知見は、今後日本においていっそう展開されるインクルーシブ教育の実践に対して、特に多職種の協働をどう具体化するのか、その方向を示したものとして社会的意義を持つと考える。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is international comparison of collaborative practice on inclusive education between Japan, England and Germany. The results are as follows.

It is important to collaborate multi specialist to promote inclusive culture and practice, such as collaboration between school social worker and teaching staff, consulting and reflecting inclusive practice and involving school psychologist to reorganize school culture.

Throughout this study, it revealed that promoting inclusive practice needed to total support form multi specialists and forming group to support their independence for children and young people who need special educational needs.

研究分野：教育方法学

キーワード：インクルーシブ教育 多職種協働 特別なニーズ 国際比較

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

日本では 2006 年の国連障害者権利条約の採択を契機にしてインクルーシブ教育の法整備が進められるとともに教育実践においてはインクルーシブ教育の推進が要請されてきた。インクルーシブ教育を推進する学校には教師が特別なニーズのある子どもの発達保障にかかる多職種の専門家との協働が不可欠であり、協働を進めるための課題の解明とそれを克服する理論的枠組みの解明が急務となっていた。

2. 研究の目的

本研究は、通常学校に通う特別なニーズのある子どもの発達支援の方法について、多職種が協働して開発するための原理と方法を究明することを目的とした。

3. 研究の方法

本研究は、日本・ドイツ・英国におけるインクルーシブ教育の推進に係る多職種協働の実態を比較検討した。具体的には、日本において特別なニーズのある子どもの支援を積極的に推進している地域に注目し、学校づくりや自立支援の原理と方法を調査し、インクルーシブ教育に資する協働の論理を解明した。ドイツにおけるインクルーシブ教育を推進している地域(ブレーメン州)の学校に注目して実態調査を実施し、多職種が協働するための原理と方法を解明した。英国における学習障害児に対するインクルーシブな学校づくりと多職種協働の関連性について解明した。

4. 研究成果

(1) 日本のインクルーシブ教育における多職種協働論の展開

日本におけるインクルーシブ教育の推進のための多職種協働の在り方を調査する前提としてこの分野の研究動向を整理した上で、地域における取り組みを調査した。

沖縄におけるトータル支援教室の取り組み

沖縄県において地域との協働を進めている琉球大学の「トータル支援」の取り組みに注目し、文献研究と実地調査を実施した。「トータル支援教室」には、現職の教員・心理職・特別支援学校教員・学生等が参加しながら協働で特別なニーズのある子どもの支援を展開してきた。そこでの取り組みが地域の各専門家と協働を推進する鍵になっている。「トータル支援教室」担当者からの聞き取りの結果、「学校の問い直しと連携の重視」「子どものニーズの変化」「地域に向く役割」の意義が解明された。また保護者の心理的安定への支援、支援者間の「ずれ」の意義等が協働の展開には必要であることも示唆された。

「チーム支援」の学校づくりと協働 日本では現在チーム学校論が提起されているが、沖縄県・読谷村・古堅小学校では、「チャンスのある学校づくり」を志向し、通常学級と肢体不自由学級とが「ともに楽しむ」活動を軸に関係者(専門資源)の活用による協働を展開していた。また障害種の違う特別支援学級合同の活動が推進され、そこには作業療法士・保育士が参加し、インクルーシブな教育実践を進める協働の論理として、「トータル支援」の枠組みが貫かれていた。古堅小学校の実践では、「たっぴりの時間」「偶然を大切に」という取り組みの方針が明確にされ、管理主義的な立場と異なる活動への志向が強調されていた。

司法関係者との協働 少年鑑別所での支援でも、トータル支援論の知見が位置づけられ、支援対象の子どもとの信頼を築く論理が明確にされていた。司法関係の実践において信頼を築くことは取り組みの前提ではなく、関係を構築する目標であるという指針も、司法の専門職に閉じるのではなく、トータル支援の論理に学ぶ協働の場の体験が有効であることを示している。

通常学級での指導を支える「トータル支援教室」の指針と協働 通常学級の子どもと特別な支援を必要とする子どもとがともに遊ぶ活動を進める基盤として、「トータル支援教室」の指針が活かされ、自閉的傾向の子どもが「周辺で過ごしながらか参加する」「出たり入ったりの参加」という実践方針によって、しだいに遊びの場に参加していく実践事例からは、多様な参加の仕方を承認する支援論の枠組みが明らかにされた。インクルーシブ教育が求める「包摂=参加」も、「同化」論ではなく、「ゆるやかな参加」論を志向することが、教育実践の論理として有効であることが示唆された。

学童期および思春期の学習支援と自立支援の取り組み(京都・北海道)

京都府府民生活部青少年課の管轄として、京都府家庭支援総合センター内に「立ち直り支援チーム」(通称;ユース・アシスト)が設置され(京都府北部地域への支援を充実させるために、福知山総合庁舎内に北部サテライトを設置)非行等の問題を抱える子どもたちとその保護者を支援する取り組みが展開されている。この取り組みのなかに多職種協働実践の典型例の可能性を見だし、実地調査ならびにインタビュー調査を行った。ユース・アシストの実践においては、学校や教育委員会、児童相談所等の関係機関から要請がある場合と、地域において少年の自立を支援する協力団体からの要請がある場合の2つの筋道で子どもないし保護者への支援が開始される。とりわけ後者においては、協力団体の実践のなかで生み出される子どもたち同士のつながりのなかで支援の必要性が浮かび上がってくるものであり、ユース・アシストの存在が子どもたちの地域におけるセーフティネットの構築をも視野に入れたものであることを確認することができた。具体的な支援実践にあっては、学校現場において生活指導実践を先導して

きた退職教師が支援コーディネーターとなり、協力団体におけるかつての同僚であった退職教師による学習支援や就労支援の組織的な取り組みを援助しつつ、自らも子ども本人や家族への支援に関わりながら、児童相談所の職員やSSW、さらには教育学・生活指導論を専門とする研究者との協働を組織し、当該の子どもの担任教師の実践を支えようとしていた。この試みは、支援対象の子どもを学校から切り離すのではなく、その子どもが学校のなかで生きることを可能にする学校づくり実践をも視野に入れたものであることが明らかとなった。多職種協働が目指すべき理想の姿の一つを提起していると考えられよう。

北海道十勝・帯広において子どもと若者の自立支援を行なっている WEW とかち (Welfare Education Work とかち) は、草の根の運動と実践としても多職種協働が成立しうることを示す好例であり、その成立の経緯と実践構造を明らかにすべく実地調査を行った。WEW とかちの担い手たちは、以前よりそれぞれの問題意識に基づいて子どもや若者の自立支援に携わっていた人びとである。その担い手たちの職種は多岐にわたり、教師・医師・心理士・作業所職員・job カフェ職員・法務教官・児童相談所職員等々である。こうした人びとが、2000 年代後半の SST を中心とした子ども・若者の居場所づくりの動向に違和感を覚え、そうしたものとは異なる、子ども・若者の思いやニーズを中心とした居場所づくりと自立支援の実践を模索しながら、現在の WEW とかちを立ち上げてきた。こうした実践的模索のなかで、現在では子どもの学習支援・フリースクール・不登校を語る親の会・若者による企画サークル・子ども食堂を基幹的な活動として展開するに至っている。この活動に理解を示した地域の寺から、そこが所有していた戸建て住宅を活動場所として提供を受けたことが WEW とかちの活動を軌道に乗せる上で大きな役割を果たした。このことは、「そこに行けば誰かが必ず居る」場所を WEW とかちにもたらすこととなったが、そうした場所は子ども・若者の自立支援において重要な意味をもつ。なぜなら、会場費等の負担の軽減という意味だけではなく、物理的な根拠地ないしは「港」の存在が子ども・若者に自立への活力を蓄えさせ、その根拠地での種々の活動を通した関わり合いが子ども・若者に自立への見通しを与えるとともに、支援者たちに支援の見通しを与えるからである。

相模原における地域若者サポート事業の取り組み

現在、日本にはひきこもり状態にある者がいる世帯が約 26 万世帯あると推計されている。これまで、ひきこもりの状態にある人やその家族を支援する施策はさまざまに進められてきたが、この問題は、厚生労働省アフターサービス推進室の報告によると、「家庭内に潜在しているため、外部からの支援の手が届きづらく、相談窓口への誘導や自立に向けてのサポートには困難が伴っている」ことや、「ひきこもりの長期化・高齢化などの課題」があり、「支援の一層の充実及び身近な地域における支援体制の強化」が求められている。

加えて、日本では、ニートやフリーターに対する就労支援も大きな課題となっており、政府はこうした無就業の若者に対する施策を展開してきた。その一つに「地域若者サポートステーション (通称、サポステ) 事業」がある。厚生労働省では、働くことに悩みを抱えている 15 歳～39 歳までの若者に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を展開してきた。その運営は、先行研究では、厚生労働省が委託した全国の若者支援の実績やノウハウがある NPO 法人、株式会社などが実施し、全国で 100 以上にも上る実践団体によって担われていることが明らかになっている。

こうしたサポステは、様々な職業経験をもつ人、あるいは就職に役に立つスキルをもつ人を講師としたプログラムを提供して、就業意識を高める取り組みなどが多く行われてきたが、こうしたプログラムから得た知識や社会的ネットワークを若者が動員可能にするためには、若者のもつ資源 (『強み』) を具体的経験に基づいて承認することが必要であるという指摘もある。また、若者当事者だけではなく、保護者をはじめとする家庭支援や学校教育現場の支援と一体的に実施していくことが重要であるということも指摘されており、多様な支援を検討することが求められている。

これまでの研究でも、中学校段階で不登校になっている生徒の情報を家庭の同意を得て若者支援総合センターに伝わるようにしていることが報告されてきた。また、サポステに来所する若者のなかに、発達障害者が含まれていることが指摘されており、そうした利用者は多くのケースで「コミュニケーション力の弱さ」があると指摘されている。以上のように、サポステ利用者の支援には、本人の精神的サポートやコミュニケーション能力の向上、あるいは家族支援を含めたトータルサポートが必要であると考えられてきた。

近年、この事業では、就業者率を高めることが求められているが、先行研究の知見をふまえると、就労に結びつく実績を上げるためには、地域若者サポートステーションを訪れる若者と家族に、教育的視点をもった関わりが不可欠である。そこで、地域若者サポートステーションを利用する若者の実態と、そこで受けている支援内容を明らかにし、ひきこもりやニートの若者の就労支援の方法について検討するためにインタビュー調査を実施した。

その結果、地域若者サポートステーションを利用する人に対して、社会的活動と接点を持たせることで、自信を持たせたり、自分の困難さを自己理解できるように支援していた。ただし、社会的活動に自発的に参加するようになるまでは、数か月から数年の間を経ていること、また、どのような活動をどの程度、行うかという点についてはケースによって異なることが明らかになった。すなわち、地域若者サポ

ートステーションは、若者の就労を最終目標としながらも、そこに向かって一直線に支援をしているのではなく、本人の気持ちや希望、能力をふまえて、スタッフと利用者が「ちょうどよい」距離を保ちながら、時機をみて社会とつながるきっかけを作る支援を行っていた。これは、若者の就労支援には、単に情報を提供する支援にとどまらず、教育的視点をもった利用者との関わりが必要であるということを示唆していると考えた。

(2)ドイツにおける多職種協働の原理と方法

ドイツでは 1994 年の各州文部大臣会議による「ドイツ連邦共和国の学校における特別教育的促進に関する勧告」によって、特別教育的促進(sonderpädagogische Förderung)の推進がなされ、通常学校における特別なニーズのある子どもの支援が行われるようになった。その後、2009 年の障害者権利条約の批准を契機に、インクルーシブ教育の本格的な改革が始まった。ドイツにおいてインクルーシブ教育の改革が比較的進んでいるブレーメン州の協働をつくり出す支援システムと研修の取り組みや実践している学校に注目し、実地調査を実施した。

協働をつくり出す支援システム-ブレーメン市のインクルージョンを目指した支援システムでは、ZuP (Zentrum für unterstützende Pädagogik : 支援教育センター)と ReBUZ (Regionale Beratungs- und Unterstützungszentren : 地区の教育相談・支援センター)という 2 つの組織が特徴的であった。ZuP は、各学校内、または複数の学校が提携して設定しているセンターであり、各学校内での支援を行っていた。そのさい、各学校でワーキンググループを組織していた。具体的には、ZuP のリーダーが ZuP 長である。ZuP 長は、どの子どもに特別な支援をするのか、どのような支援をするのかなど、週 22 時間は授業をし、週 5 時間は学内の仕事をしていた。

ReBUZ は、ブレーメン市の東部、西部、南部、北部に拠点があり、各学校の促進教育の相談にのるセンターであった。ReBUZ の職員は、直接学校に来て支援するのではなく、診断を通して支援していた。ただし、教師が支援の仕方が分からなくなったときに ReBUZ へ赴き、相談する。ReBUZ が対象とする子どもは、障害のある子どもであり、他にも、不登校の問題、保護者の問題なども対象にしていた。

協働を学ぶ研修の取り組み-ブレーメン州では、教師個人の専門性を高める研修をはじめ、教職員などが多職種協働のチームになるような研修が試みられていた。研修は、LIS (Landesinstitut für Schule : 州立学校研究所)が中心となって行われていた。ブレーメン州は、子どもの特別なニーズの有無にかかわらず、一緒に授業するために、障害者権利条約から法制の整備、実施を一貫して行ってきた。そのため学校は様々な要求に直面し、チームで働くことが求められるようになった。そこで、インクルーシブ教育を実施するためには、質の高い教育や特別教育の専門的な知識を得る研修とともに、インクルーシブ学校では、学校経営、スクールソーシャルワーカー、教育者、その他の職員を含む全教職員が研修を受けることが必要になってきている。このように LIS が中心となって、研修プログラムを策定するようになった。

Roland zu Bremen Oberschule における多職種協働実践の展開-ブレーメン州のなかでもとりわけ「問題が多い」とされている地域を校区にもつ Roland zu Bremen Oberschule (以下、RBO と略す)は、全校生徒約 500 人のうち、6 割以上に移民の背景があり、2 割弱の子どもたちに言語や行動、学習において何がしか特別なニーズがある前期中等教育段階の学校である。当該地域の失業率や種々の社会保障の受給率も高く、複合的な問題状況のなかで子どもたちは生活をしている。こうした子どもたちに対し、RBO では教育学を修めた教師の他、特別支援教育の専門課程を修めた教師・種々の障害を念頭に置いた言葉や読み書き計算の指導の専門家・移民の背景を念頭に置いたドイツ語教授の専門家・ソーシャルワーカー・子どものケアを担う専門家が「コーポレーションパートナー」として子どもたちの教育に携わっている。「コーポレーションパートナー」の資質として、それぞれの専門的な知識は言うに及ばず、社会福祉的な活動に取り組む知恵とちからをもつことも要請されており、多職種協働実践の担い手の専門性を考える上で、重要な実践的かつ理論的な提起を行なっている。また「コーポレーションパートナー」の業務として、具体的な授業運営に関わるミーティングが週に一度課されており、教育活動への積極的な参加が奨励されていることも明らかとなった。さらには、こうした大人たちの支えのなかで、「開かれた開始」と呼ばれる午前 8 時 30 分までの時間帯において、貧困家庭の子どもたちのための無料朝食が提供される他、持参した朝食を食べたり、ソーシャルワーカーと触れ合ったり、下級生の面倒をみる自治的な活動に参加することを通して、安心や安全を実感しつつ、その担い手としても子どもたちを育てようとする教育課程が編成されていた。

以上の調査から、BO の実践的挑戦には、多職種協働実践の目標論の在り方が示されているのであり、この点もまた多職種協働を考察していく上での重要な論点として解明した。

(3)イギリスにおけるインクルーシブな学校づくりと多職種協働

通常の学校の特別な支援が必要な児童生徒のなかに一斉指導をうけても、平仮名の読み書きを十分に習得できない児童も存在している。このような状態にある子どもをディスレクシアと呼ぶが、それではディスレクシア児は小学校や中学校でどのような学習支援を必要としているのだろうか。これまで、日本のディスレクシアに関する研究は、主として音韻や文字、情報処理過程を中心とした認知(神経)心理学の分野で行われてきたが、こうした研究の蓄積に比べると、教育の領域でディスレクシアについて本格的な研究が行われるようになってからの歴史は

まだ浅い。一方、英国では1988年のナショナル・カリキュラム(National Curriculum)制定以降、すべての初等学校で読み書きの能力を向上させるためのリテラシー・アワー(literacy hour)が設けられるようになったことを受けて、通常学級の中で「読み書き」の学習に困難を抱えている子どもへの学習支援の方策が検討されてきた。

英国では1972年に協会(British Dyslexia Association; 以下「協会」とする)が設立され、通常の学級における教育的対応が早くから検討されてきたことが先行研究において指摘されている。近年では、協会が学校評価項目を整え、DFS(Dyslexia Friendly School; 以下「DFS」とする)を認定する取り組みを進めている。そこで、英国では通常学級に通うディスレクシア児を受け入れる学校づくりをどのように行っているのかについて資料を収集し、検討した。このとき、インクルーシブな学校づくりに多職種がどのように関係しているのかについて検討した。その結果、ディスレクシア児に優しい学校を建設するためには、その障害の特性をふまえた「特別支援」を提供するだけでなく、宿題への配慮などを含めて家庭を支援する諸機関(心理やソーシャルワーク)が連携していることが明らかになった。そして、そうした諸機関を連携する鍵となる存在として特別ニーズ教育コーディネーターが位置づけられていることが明らかになった。これは、「広義のカリキュラムづくり」こそ、ディスレクシアに優しい学校であるということを示唆しており、理事会を含めた学校づくりから、カリキュラム開発や授業中の個別的配慮にいたるまで、多面的かつ包括的な連携が重要であると考えた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計11件)

- 湯浅恭正「インクルーシブ教育と集団づくり」、『生活指導』2018年8/9月号、2018年、36-43頁、査読無
- 新井英靖・湯浅恭正・福田敦志・吉田茂孝「地域若者サポートステーション利用者の学びと社会的つながり」、『茨城大学教育実践研究』第37号、2018年、181-193頁、査読無
- 根矢悠花・新井英靖「イギリスのディスレクシア・フレンドリー・スクールに関する研究」、『茨城大学教育実践研究』第37号、2018年、195-207頁、査読無
- 新井英靖「さまざまな生きづらさをかかえる子ども・青年の学び合い—学習困難児の参加と学びにつながる教科指導の方法」、『日本特別ニーズ教育学会編『SNEジャーナル』第24巻、2018年、9-23頁、査読有
- 吉田茂孝・樋口裕介「ドイツにおけるインクルーシブ教育のカリキュラムの検討」、『中国四国教育学会『教育学研究紀要』第63巻、2018年、169-179頁、査読有
- 福田敦志「『学校的価値』を乗り越える学習集団を創造する指導の視点と課題」、『学習集団研究の現在』第2巻、2018年、64-69頁、査読無
- 福田敦志「授業のスタンダード化と教育実践の課題」、『日本教育方法学会編『教育方法』第46巻、2017年、112-125頁、査読有
- 吉田茂孝「インクルーシブ教育における総合的な学習の時間の検討—ドイツの事実教授を手がかりに—」、『大阪教育大学大学院教育学研究論集』第14巻、2017年、21-27頁、査読無
- 新井英靖「英国におけるインクルーシブ学校の学校方針に関する検討—キングスリー初等学校の事例から—」、『茨城大学教育実践研究』第35巻、2016年、205-217頁、査読無

〔学会発表〕(計11件)

- 新井英靖「言葉の理解と活用に困難を伴う子どもの国語の指導—記憶と知覚の接面を創り出す授業づくり—」、『全国大学国語教育学会第134回大会、2018年。』
- 吉田茂孝「インクルーシブ教育における学習集団の質的発展の構造」、『中国四国教育学会第70回大会、2018年。』
- 吉田茂孝・樋口裕介「ドイツにおけるインクルーシブ教育のカリキュラムの検討」、『中国四国教育学会第69回大会、2017年。』
- 福田敦志「『学力格差』を乗り越える—どこに向かって?どのように?—」、『日本教育方法学会第53回大会、2017年。』
- 新井英靖「『特別支援教育の視点』を再検討する」、『日本LD学会第26回大会、2017年。』
- 湯浅恭正「特別ニーズ教育の実践研究とエビデンス論」、『日本教育方法学会第53回大会、2017年。』
- 新井英靖「英国のインクルーシブ教育とカリキュラム調整」、『日本特別ニーズ教育学会第22回大会、2016年。』
- 新井英靖「中学校におけるインクルーシブ授業と教科学習の意義」、『日本教育方法学会第52回大会、2016年。』

〔図書〕(計12件)

- 湯浅恭正・福田敦志(ほか8名)『教科・総合の教育方法・技術』、学文社、2019年、総頁数192頁、pp.41-58, pp.112-128
- 湯浅恭正(ほか12名)『支援が困難な事例に向き合う発達臨床』、ミネルヴァ書房、2018年、総頁数242頁、pp.137-154

湯浅恭正（ほか 11 名）『教育実践の継承と教育方法学の課題』．図書文化社．2018 年．総頁数 166 頁．pp.110 - 122

新井英靖（ほか 9 名）『学校福祉とは何か』．ミネルヴァ書房．2018 年．総頁数 240 頁．p p.130 - 146

湯浅恭正・新井英靖・福田敦志・吉田茂孝（ほか 11 名）『インクルーシブ授業の国際比較研究』．福村出版．2018 年．総頁数 406 頁．pp.28 - 41, pp.206 - 260, pp.182 - 202, pp.312 - 328

湯浅恭正（ほか 9 名）『仲間と共に育ち合う貝塚養護学校』．クリエイツかもがわ．2018 年．総頁数 238 頁．pp.212 - 234

湯浅恭正（ほか 5 名）『自立と希望をともにつくる 特別支援学級・学校の集団づくり』クリエイツかもがわ．2016 年．総頁数 159 頁．pp.124 - 159

6．研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：新井 英靖

ローマ字氏名：(ARAI,Hideyasu)

所属研究機関名：茨城大学

部局名：教育学部

職名：准教授

研究者番号：30332547

研究分担者氏名：福田 敦志

ローマ字氏名：(FUKUDA,Atsushi)

所属研究機関名：大阪教育大学

部局名：教育学部

職名：准教授

研究者番号：10325136

研究分担者氏名：吉田 茂孝

ローマ字氏名：(YOSHIDA,Shigetaka)

所属研究機関名：大阪教育大学

部局名：教育学部

職名：准教授

研究者番号：60462074

(2)研究協力者

なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。